

# 「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」について

令和6年12月2日以降の新規加入者や再発行、70歳に到達される方等で、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を、それぞれ交付いたします。

なお、70歳以上75歳未満の被保険者と被扶養者には「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」に負担割合および有効期限を記載いたします。

	資格確認書	資格情報のお知らせ
形 状	紙カード	紙 (A4サイズ)
交付対象	マイナ保険証による診察を受けることができない方	資格取得手続き後、お届けいただいたマイナンバーの情報に誤りがない方
送 付 先	事業所	事業所
使用目的	マイナ保険証の利用登録をされていない方で、医療機関等を受診するとき	マイナ保険証で医療機関等を受診する時に、機器の故障等にてマイナ保険証が利用できないとき (マイナ保険証と一緒に提示)
有効期限	交付日から4年後の年末まで ※例1：令和7年1月6日交付 ⇒令和11年12月31日まで有効 ※例2：令和7年12月26日交付 ⇒令和11年12月31日まで有効	な し
返 却	有効期限内に資格喪失・扶養削除の場合は返却。有効期限後は返却なし。	な し

## ◆◆◆ 現在有効な「保険証」をお持ちの方 ◆◆◆

- 本年12月1日時点でのお手元にある有効な保険証は、令和7年12月1日まで使用可能となります。
- 令和7年12月1日までに当組合の資格を喪失された場合は、資格喪失届等に保険証を添付して当組合にご返却ください。(令和7年12月2日以降は、当組合への保険証の返却は不要です)

## マイナポータル の 資格 情報 の 確認 方法

スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルの資格情報画面でご自身の健康保険の資格情報を把握できるほか、オンライン資格情報等システムが使用できない医療機関等の場合に、マイナ保険証と一緒に提示いただくことで医療機関等を受診することができます。

### ログイン方法 (アプリをダウンロードする必要があります)

- 1 お持ちのスマートフォンで「マイナポータル」にログイン
- 2 「証明書」で「健康保険証」を選択する
- 3 健康保険証情報のページが表示されます。資格情報が表示される → 登録済み  
赤字で「未登録」と表示される → 未登録

